アイオー･セーフティ･サービス
文教向けLCD保証延長パックご利用規約

ご購入いただいた弊社製品に万一不具合が生じた場合、「センドバック」サービスを行うアイオー･セーフティ･サービス「文教向けLCD保証延長パック」（以下本サービスという）を下記規約に基づいて実施いたしております。
下記規約にご同意いただける場合には、本サービスをご購入ください。

第1条（サービス内容）
1. 取扱説明書・本体添付ラベルなどの注意書きに従った正常な使用状態で故障した場合には、本規約の記載内容に基づき、センドバックサービスを提供させていただきます。
（センドバックサービスとは、不具合が発生した対象製品を弊社にお送りいただき、弊社で修理後、お客様先へ返送するサービスです。）
なお、修理のため交換された本体もしくはユニット単位の部品はお返し致しません。
2. 本サービスには、電源、液晶パネルおよび同バックライト等の部品代も含まれております。
3. 本サービスは、フリーダイヤルの優先電話回線をご利用いただけます。優先電話回線の電話番号および対応時間は、お客様が本サービスをご購入後お送りする「ご購入証書」に記載されております。

第2条（保証対象、期間）
1. サービスの対象となるのは製品の本体部分のみで、添付ソフトウェアもしくは添付の消耗品類は保証の対象とはなりません。
2. サービス期間は､「ご購入証書」記載のご購入サービス期間です。

第3条（修理依頼）
修理を弊社へご依頼される場合は、製品と「ご購入証書」の写しを弊社へご発送頂けますようお願い致します。送付される場合は、発送時の費用はお客様のご負担、弊社からの返送時の費用は弊社負担とさせて頂きます。また、発送の際は必ず宅配便をご利用頂き、輸送時の損傷を防ぐため、ご購入時の箱・梱包材をご使用頂き、輸送に関する保証および輸送状況が確認できる業者のご利用をお願いいたします。

第4条（故障情報の提供）
お客様には、本サービスご依頼の際に対象製品の使用環境・現象等の故障情報をご連絡いただきます。

第5条（設置場所の整備）
お客様は、対象製品に添付されている「取扱説明書」に記載されている「設置に適した場所」に対象製品を設置し常に環境を整備、維持するものとします。

第6条（適用除外）
「ご購入証書」をご提示いただきましても次の場合は有料修理となります。
1. 「ご購入証書」記載のご購入日から保証期間が経過した場合。
2. 不具合が、火災、地震、水害、落雷、ガス害、塩害、その他の天災地変や、公害または異常電圧など外部要因等の不可抗力による故障もしくは損傷。
3. お買上げ後の輸送、移動時の落下・衝撃などお取り扱いが不適当なため生じた液晶パネルの傷を含む故障もしくは損傷。
4. 不具合がお客様の過失に起因する故障または破損や対象製品の取扱説明書等に記載された使用方法に反した利用取扱による場合。
5. 不具合が弊社または弊社委託先以外の第三者による改造または修理による場合。
6. 接続時の不備に起因する故障もしくは損傷または接続している他の機器に起因する故障もしくは損傷。
7. 弊社が定める製品設置環境条件に反したことにより生じた故障の修理。
8. 弊社の指定品以外の保守部材の使用、または保守部材等の保管不備のために対象製品に生じた故障の修理。
9. ソフトウエアに起因する事故の調査および対象製品の修理。
10. 液晶パネル、バックライトの経年劣化。(輝度の変化、色の変化、輝度と色の均一性の変化、焼き付き、欠点の増加等)
11. 外装品 (液晶パネルの表面を含む) の損傷、変色、劣化。
12. 付属品 (リモコン、ケーブル、取扱説明書等) の交換。
13. 添付の消耗品類の交換。(電池、スイッチ／ボタン／レバー類、回転部等)
14. その他弊社の判断に基づき有料と認められる場合。

第7条（料金）
お客様からの解約のお申し出や、いかなる場合においても、一旦お支払いいただいた料金は返還いたしませんので、ご了承ください。

第8条（交換部品等の所有権）
本サービスにより、交換された不具合部品や不具合製品等の所有権は、弊社に帰属するものとします。

第9条（本サービスの解約）
弊社は、以下の各号に該当する場合、対象製品の本サービスを解約することができます。
1. お客様が料金の支払を履行しない場合。
2. 第10条第3項に定める不可抗力による場合。

第10条　（責任の範囲）
1. 弊社の損害賠償責任は、請求原因の如何にかかわらず、現実に発生した直接かつ通常の損害を対象とし、本サービス料金を上限とします。
2. 弊社は、別段の定めのない限り、対象製品の使用不能期間中に代替製品等を提供する義務を負わないものとします。
3. 天災地変、戦争・暴動・内乱、輸送機関の事故、労働争議、その他不可抗力の事由により本規約に基づく債務の遅延または不能が生じた場合、弊社はお客様に対してその責任を負わないものとします。

第11条　（瑕疵担保）
弊社または弊社委託先が実施した本サービスに、その実施の時から6カ月以内に隠れた瑕疵が発見された場合、それが弊社の責めに帰すべき事由とみとめられた場合については、弊社は弊社の費用負担において当該瑕疵を修補ないしは、修補が困難な場合は同等またはそれ以上の機能を有する他の製品に交換します。

第12条　（個人情報・機密保持）
1. 本サービスのお申し込みに伴い、弊社が知ったお客様の氏名、住所等の個人情報については、本サービスの実施、本サービスの満了時のご案内およびサービス向上の為のアンケートや弊社新製品の発表時におけるご案内等で、弊社プライバシーポリシーにもとづき必要な限度でのみ利用させていただき、弊社においてそれ以外に利用することはございません。また弊社委託先においても弊社と同等の安全管理を行います。
2. お客様ならびに弊社および弊社委託先は、本サービスの実施によって知り得たそれぞれの相手方の情報を事前に相手方の書面による承諾なしに、第三者に開示・漏洩しないものとします。

第13条　（権利・義務の譲渡の禁止）
お客様は、事前に書面による弊社の承諾を得ることなく、本サービスの実施から生じる権利または義務の全部または一部を第三者に譲渡することはできないものとします。

第14条　（定めのない事項等）
1. 本規約に定めのない事項あるいは本規約の解釈に疑義が生じた場合には、お客様と弊社において誠実に協議を行うことといたします。
2. 弊社は、特段の予告をすることなく、適宜本規約および別紙（または裏面）のサービス内容を変更することができるものとします。

第15条　（管轄裁判所）
前条第1項の協議によってもなお本規約に関わる紛争が解決できない場合には、弊社の本店所在地を管轄する地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上